

青森県報

第二千二百八十七号

平成十六年

二月十二日

(木曜日)

目次

訓 令

労働金庫検査規程を廃止する訓令……………(労政・能力) 一

告 示

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) 一

救急病院の設置……………(同) 二

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) 二

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) 二

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) 二

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) 三

保安林の指定予定……………(林政課) 三

右 同……………(同) 四

保安林の指定解除……………(同) 四

基本測量の終了……………(監理課) 四

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) 五

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札……………(総務学事課) 五

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 七

公安委員会……………(運輸免許課) 七

正 誤

平成十六年一月二十六日定例告示中……………(林政課) 八

平成十三年三月三十日号外第三十七号教育委員会中……………(教員福利課) 八

訓 令

青森県訓令甲第二号

労働金庫検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

労働金庫検査規程を廃止する訓令

労働金庫検査規程(昭和二十九年七月青森県訓令甲第三十二号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第七十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	ひがし調剤薬局 おかじま調剤薬 局はまなす店	所在地	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六〇四 青森市はまなす二丁目一七の二六	指定年月日	平成一五・三・三〇 一六・一・三〇
----	------------------------------	-----	---------------------------------------	-------	----------------------

青森県告示第七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三村 申吾

名称	本宮診療所	所在地	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	指定年月日	平成一五・三・二七
----	-------	-----	---------------------	-------	-----------

青森県告示第七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三村 申吾

名称	田子町国民健康 保険田子病院	所在地	三戸郡田子町大字田子字前田二の一 七	認定の有効期限	平成十九年二月十三日
南部病院		三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六 の二		"	

青森県告示第七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三村 申吾

名称	指定居宅支援事業者	名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業者	指定年月日
	主たる事務所の所在地		知的障害者居宅支援事業を行う事業者	
社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	ひばり苑ホームヘルプサービス	三沢市六川目六丁目二八の六	平成一六・三・一

青森県告示第七十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三村 申吾

名称	指定居宅支援事業者	名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業者	指定年月日
	主たる事務所の所在地		知的障害者居宅支援事業を行う事業者	
社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	ひばり苑ホームヘルプサービス	三沢市六川目六丁目二八の六	平成一六・三・一

青森県告示第七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、

次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十二第一号の規定により公示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	所在地	指月日定
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護等事業	山郷館訪問介護センター 黒石	黒石市ぐみの木一丁目一三	平成一六・二・一
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八				

青森県告示第七十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年一月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リソ %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24 7	同 左	くみあい配合飼料 ニユーセレクト17	15.12	17.5	6.1	4.46	0.59	2.9	13.4					2.850	12.3	
		くみあい配合飼料 成鶏用エックラ粒粉16	16. 1	16.5	4.3	3.74	0.60	2.9	11.7					2.810	12.8	
		くみあい配合飼料 若豚仕上げC	15.12	15.5	3.0	0.61	0.45	2.9	4.1					77.1	14.0	
		くみあい配合飼料 若豚育成Bマッシュ80	15.12	18.1	4.6	0.77	0.52	2.6	4.6					80.0	13.4	
		くみあい配合飼料 ニユーアラナイアA	15.12	19.0	4.8	0.86	0.59	2.0	4.8				81.0	12.2		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字清水目深山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字小向字堀田沢二九、六六

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀田沢六六（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字赤坂一〇五の一、一〇六の一、一〇六の二、一〇六の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

青森県告示第八十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(日本列島精密測地網高精度三次元測量)

二 作業期間

平成十五年六月一日から平成十六年一月二十三日まで

三 作業地域

青森市

八戸市

五所川原市

十和田市

三沢市

むつ市

東津軽郡平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村

西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村

南津軽郡浪岡町

北津軽郡金木町、中里町

上北郡野辺地町、七戸町、百石町、横浜町、東北町、天間林村、六ヶ所村

下北郡東通村

三戸郡三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町

青森県告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十六年二月四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

黒石市

二 都市計画事業の種類

黒石都市計画公園事業(六・五・一号黒石運動公園)

三 事業施行期間

昭和四十六年九月四日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる作業の委託

1 作業名 県庁舎等清掃作業

2 作業内容 入札説明書による。

3 作業期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

4 作業場所 青森県庁舎(青森市長島一丁目の一、新町二丁目四の三〇)ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)

又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部総務学事課施設管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成十六年三月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟 一階 経理課入札室

平成十六年三月二十五日 午前十一時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成十六年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部総務学事課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等
平成十六年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural

Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2004 through March

31, 2005

3 Time limit for tender:

5:00 p. m. March 24, 2004

4 Contact point for the notice:

Management Section
 General Affairs and Private
 Education Division
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9095

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
 第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）
十和田市東十五番町一四六の一、一四 六の三及び一四六の一七から一四六の 二〇まで	十和田市東十三番町一七の四 有限会社シテイーホーム

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

第七条第一項の規定による運転免許取得者教育の認定機関、正部家産業有限公司八戸
 ライセンススクールの代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

平成十六年二月十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

変更事項	変 更 後	変 更 前
運転免許取得者 教育認定機関の 代表者の氏名	正部家産業有限公司八戸ライ センススクール 正部家 佑介	正部家産業有限公司八戸ライ センススクール 正部家 敏浩

正
誤

平成三三・三三〇 号外第二七号	発行年月日 発行番号	教育委員 会訓令甲	区分	第八号	番号	七	ページ	上	段	一	行	地方公務員災害保償基金	誤	地方公務員災害補償基金	正
--------------------	---------------	--------------	----	-----	----	---	-----	---	---	---	---	-------------	---	-------------	---

教育庁職員福利課

平成一六・一六 第二二八〇号						告 示						発行年月日 発行番号	
第四〇号			第三九号			番号						区分	
二			二			ページ						段	
下			上			行						誤	
一五	三	三	ら 後 ろ か	ら 後 ろ か	ら 後 ろ か	二	三	三	二	三	二	誤	正
4	3	2	4	3	2	4	3	2	4	3	2	誤	正
間伐に係る森林は	主伐として伐採を	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	間伐に係る森林は	主伐として伐採を	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	間伐に係る森林は	主伐として伐採を	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	間伐に係る森林は	主伐として伐採を	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	誤	正
3	2	削 除	3	2	削 除	3	2	削 除	3	2	削 除	誤	正
間伐に係る森林は	主伐として伐採を		間伐に係る森林は	主伐として伐採を		間伐に係る森林は	主伐として伐採を		間伐に係る森林は	主伐として伐採を		誤	正

林
政
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭